

千葉県看護功労者知事表彰推薦に関する留意事項

推薦にあたっては、地区の保健医療福祉、看護関係団体と協議し、以下の事項に留意して幅広い領域から推薦すること。

1. 推薦の対象

- (1) 既に叙勲、褒章、大臣、知事表彰を受けたものは対象としない。
(ただし、永年勤続表彰はその限りではない。)
- (2) 現職の県立病院、及び健康福祉センター保健所の看護職は対象としない。
- (3) 元県職員（県立病院含む）については、退職後民間歴が5年以上のもので功績が顕著な者であること。
- (4) 過去に推薦され、表彰に至らなかった者も対象になる。
- (5) 同一施設における推薦人員は職種ごとに各1名とする。

2. 関係書類の記載

- (1) 候補者の氏名に常用漢字以外を使用する場合は、手書きで差し支えないので、正しい氏名を記載すること。また、その漢字については常用漢字ではないことがわかるように○で囲っておくこと。
- (2) 功績調書の事績については、職位順に従事していた業務について具体的かつ詳細に記載すること。
- (3) 看護関係団体等の役員については、国・県レベルは理事以上、地区部会は部会長以上の役員歴について年数（任期）を記載すること。
- (4) 履歴書には、最終学歴以降の生業を現在まで記載すること。生業については、官・民を問わず、現在までの空白の期間がないよう履歴を記載すること。職についていない場合でも「在家庭」等を確実に記載すること。
- (5) 刑罰等の調書は、候補者の本籍地の市町村に依頼の上、提出のこと。

3. その他

- (1) 提出書類はA4サイズとする。
- (2) 書類提出の際、チェックシートを利用し書類確認を実施すること。
- (3) 表彰候補者の受賞環境について十分に調査し推薦すること。

なお、調査の上で以下の事案に該当する場合は事前に連絡をすること。

- ①表彰候補者又は表彰候補者の関係する団体が、刑罰を受けたことがある場合
- ②表彰候補者又は表彰候補者の関係する団体について、不正事件・不祥事等の報道があった場合
- ③その他、表彰候補者を表彰することが県民感情にそぐわないなど、受賞環境について検討が必要な場合